

能代山本広域市町村圏組合個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第3章 個人情報の開示及び訂正等（第14条—第32条）

第4章 審査請求（第33条—第35条）

第5章 補則（第36条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、住民の権利利益の保護と組合行政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 理事会、消防長、監査委員及び議会をいう。
- （2） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （3） 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（能代山本広域市町村圏組合情報公開条例（平成29年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- （4） 特定個人情報 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- （6） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されている

ものに限る。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は正当な目的以外に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 法人等及び事業を営む個人は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に、次に掲げる事項を記載し、登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 取扱事務の名称
- (2) 取扱事務の目的
- (3) 取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の収集の方法及び時期
- (5) 個人情報の利用等の範囲
- (6) 個人情報の記録の項目

2 前項の規定は、次に掲げる取扱事務については、適用しない。

- (1) 組合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに類する事項に関する取扱事務
- (2) 臨時に収集された個人情報に係る取扱事務
- (3) 資料その他の物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付若しくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る取扱事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、能代山本広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で定める取扱事務

- 3 実施機関は、第1項の規定により取扱事務を登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 4 実施機関は、第1項の規定により登録した取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ当該個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (5) 国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から個人情報を収集する場合において、当該個人情報を国等から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があるとき。

- 3 実施機関は、前項第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
- 4 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定により収集されたものとみなす。
- 5 実施機関は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づいて収集するとき、又は審査会の意見を聴いた上で取扱事務の利用目的達成のため特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有

個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 出版、報道等により公にされているとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当の理由があると認められるとき。

(5) 国等に保有個人情報を提供する場合において、事務の遂行上当該保有個人情報を提供することについてやむを得ない理由があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項本文の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により明確にされた利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 法令等に定めがあるとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

（適正管理）

第12条 実施機関は、取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなった場合は、当該保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（委託に伴う措置）

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は正当な目的以外に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示及び訂正等

（開示の請求）

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

2 法定代理人又は実施機関が審査会の意見を聴いた上で適当と認めた代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

（開示請求の手続き）

第15条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わ

なければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報の内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事会が定める事項

2 前項の規定による請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該請求をしようとする者が当該請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は本人の委任による代理人であることを確認するために必要な書類で理事会が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、

独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 組合の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 組合の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれがあるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
 - イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
 - ウ 診断、評価、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるもの
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - カ 組合若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方

独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号の情報を除く。）が記録されている場合において、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間をその満了する日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者からの意見聴取等)

第23条 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を、開示しようとするときは、開示する旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項に定める第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、当該第三者に対し、開示する旨の決定について、所定の事項を書面により速やかに通知するものとする。

(開示の実施)

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して理事会が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機

関は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第17条の規定により保有個人情報を開示するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 第15条第2項の規定は、前3項に定めるところにより保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類で、当該実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第20条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、直ちに開示しなければならない。

(訂正の請求)

第26条 何人も、自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

(消去の請求)

第27条 何人も、実施機関が第7条の規定によらないで、又は同条の規定による制限を超えて自己に関する保有個人情報を収集したと思料するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該保有個人情報の消去を請求することができる。

(利用停止の請求)

第28条 何人も、実施機関が第8条の規定によらないで自己に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の目的外利用等をしていると思料するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。

(特定個人情報の利用停止等の請求)

第29条 何人も、自己に関する保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第12条第3項の規定に違反し

て保有されているとき、第8条第1項及び第2項若しくは第9条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(訂正等の請求手続き)

第30条 前4条の規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）の手続きは、第15条の規定を準用する。

(訂正等の請求による一時停止)

第31条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、次条の決定をするまでの間、当該個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、当該停止によって事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(訂正等の請求に対する決定等)

第32条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に、当該請求に対する諾否の決定を行わなければならない。この場合において、第20条、第21条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。

2 実施機関は、前項の規定により訂正、消去、利用の停止又は提供の停止（以下「訂正等」という。）をする旨を決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正等をしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、速やかに当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））への通知その他必要な措置をとらなければならない。

第4章 審査請求

(審査請求等)

第33条 開示決定等若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

2 前項による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に係る実施機関は、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、

当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

3 開示決定等若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第34条 前条第2項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者又は訂正等の請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第35条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 補則

（苦情処理）

第36条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（他の制度との調整等）

第37条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調

査票情報に含まれる個人情報その他同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報

2 第3章の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

3 法令等の規定により、実施機関に対して保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正等の手続きが別に定められている場合においては、当該法令等の定めるところによる。

（費用負担）

第38条 この条例の規定による保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 第24条第3項の規定により保有個人情報の写しの交付（電磁的記録にあつては、理事会が定める方法を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（運用状況の公表）

第39条 理事会は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、理事会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、この規定を適用する。